

第7章 共通的・基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 京都府環境影響評価条例の制定経緯

大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聞いた上で適切な環境保全対策を講じる**環境影響評価***(いわゆる環境アセスメント)を実施することは、環境保全上とても効果的な方法です。

このため、元年5月に府の地域特性を考慮した「京都府環境影響評価要綱」(以下本項において「要綱」という。)を制定し、審査、指導を行ってきましたが、その後の「府環境を守り育てる条例」や「環境影響評価法」の制定など、環境影響評価に関わる社会状況の進展を踏まえ、10年10月に要綱の内容に更に新たな手続等を加えた「京都府環境影響評価条例」(以下本項において「条例」という。)を制定、公布し、環境影響評価法の施行に合わせ11年6月に施行しました。

2 条例の特徴

従来の要綱に対し、現在の条例には以下のような特徴があります。

対象とする事業はその規模によって定めますが、環境に及ぼす影響の大きさは事業の内容や事業が実施される地域の特性によって左右されることもあり、必ずしも事業の規模だけでは判断できません。

そこで一定規模以上であり必ず環境影響評価を実施する事業(第一種事業)に加え、第一種事業に準じる規模を有する事業(第二種事業)を設定し、第二種事業については、地域特性等を考慮した上で個別に環境影響評価の要否を判定する手続を設けています。(スクリーニング)

地域住民等の意見を柔軟に反映した方法により環境影響評価を行うために、事業計画の早い段階で地域住民等に環境影響評価の方法案を示し、意見を聞いた上で決定する手続を設けています。(スコーピング)

対象事業については、その対象規模を要綱の1/6～1/2程度まで引き下げるとともに、林道、在来線鉄道等の新設等の事業を新たに加えています。

環境影響評価の項目については、地球環境や生物の多様性を対象とするとともに、歴史と文化の香り高い京都らしさを確保するため、歴史的・文化的景観、文化財及び埋蔵文化財包蔵地を対象項目にしています。

環境影響評価の結果を検証するため、対象事業に係る工事の実施又は工事完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に調査を行う手続を設けています。(事後調査)

3 条例に基づく審査案件

第1号案件として、城南衛生管理組合(八幡市八幡沢1)が、廃棄物処理施設の更新事業として手続を行い、環境影響評価書の提出を経て16年1月に着工されました。

18年度に稼働予定とされています。

(概要)

事業名称	長谷山清掃工場更新事業
事業種類	廃棄物処理施設(一般廃棄物焼却施設) 処理能力240t/日(10t/時間)
所在地	城陽市富野長谷山1-270
環境影響評価の主な手続	13年3月2日 環境影響評価方法書縦覧開始 15年4月18日 環境影響評価準備書縦覧開始 16年1月9日 環境影響評価書縦覧開始

第2節 監視測定の実質強化

1 監視測定の実況

環境基準*の達成状況など、環境の状況を把握し、効果的な施策を推進するためには、大気、水質、騒音・振動などの環境の監視測定が重要です。

このため、大気、水質及び自動車騒音の常時監視をはじめ、必要な監視測定を継続するとともに、監視測定機器の整備などにより測定項目、地点、頻度の充実を図るなど、監視測定体制の一層の充実を図っています。

また、酸性雨の測定や、新幹線走行に伴う騒音・振動等の測定なども実施しています。さらに、**光化学オキシダント***緊急時、水質事故等の緊急時には、関係機関との連携協力により、迅速、適切に対応しています。

なお、市町村による監視測定を支援するため、騒音及び振動に係る技術指導を行っています。

2 高浜原子力発電所に係る環境状況

福井県との府県境から約4kmの地点にある関西電力㈱高浜発電所（以下「高浜原子力発電所」という。）では、4基の原子炉（出力合計339万2千kW）が運転されています。

府では、高浜1号機の原子炉の運転（49年11月）に先立つ48年度から環境影響監視を開始し、以後、総合的な環境監視を行っています。

また、12年度には、環境放射線監視テレメーターシステムの充実・整備をはじめ、放射線測定所の増設等の強化整備を行い、監視体制及び緊急時の即応体制を一層強化するとともに、表示板やインターネットを通じ測定データや情報等を府民へ提供する機能を強化しました。

調査結果については、学識経験者等で構成する「高浜原子力発電所環境測定技術検討委員会」において技術的評価が行われ、14年度についても、「全般的に周辺環境に異常は認められず、環境安全上問題はなかった。」旨の報告を受けています。

環境放射線監視結果

(1) 空間放射線空気吸収線量率等測定結果

(ア) 空間放射線空気吸収線量率

舞鶴市及び綾部市内の6ヶ所の放射線測定所において実施している空間放射線空気吸収線量率の14年度における測定値は、29～124ナノグレイ/時（nGy/時）であり、地域や季節による差異は認められましたが、これらは地形、地質や降雨雪の影響によるものであり、継続的に測定している大山、吉坂、倉梯測定所について経年的にみると52年度に測定を開始して以来ほとんど変動は認められていません。また、13年度から測定を開始した塩浜、岡安、老富測定所についても、異常は認められていません。

14年度における環境放射能測定車などによる空間放射線空気吸収線量率の移動測定結果は、17～42nGy/時であり、放射線測定所の測定結果とほぼ同じレベルでした。

(イ) 空間放射線積算線量

26ヶ所のモニタリングポイントにおいて、TLD素子による約3ヶ月毎の空間放射線積算線量の測定を行っています。14年度の空間放射線積算線量の測定結果は、年間積算値で0.36～0.63ミリグレイ（mGy）であり、これまでの値と比べて大きな変動は認められませんでした。

(ウ) 浮遊じん

吉坂、塩浜及び老富測定所において浮遊じん中の全アルファ・全ベータ放射能を連続測定していますが、測定結果はいずれも自然現象の範囲と考えられるものとなっています。

(2) 環境試料の核種分析結果

人工放射性核種は、セシウム-137が検出された試料がありましたが、濃度は例年と同程度

であり、また、コバルト - 60等の他の核種は検出されませんでした。これらの検出された人工放射性核種は、過去の核実験や旧ソ連の原子力発電所事故の影響と考えられ、高浜原子力発電所の影響は認められませんでした。

天然放射性核種は、ベリリウム - 7及びカリウム - 40が各種試料から例年と同程度検出されました。トリチウム濃度については、陸水で不検出～1.0ベクレル/ℓ (Bq/ℓ)、海水で不検出～4.6Bq/ℓ、空气中湿分で不検出～1.6Bq/ℓ - 水の範囲でした。ストロンチウム濃度は、陸水、牛乳について4.1～17mBq/ℓ、米、よもぎ、めばる、なまこ及びほんだわらについては不検出～600mBq/kg生の範囲内であり、異常は認められませんでした。プルトニウム濃度は、陸土、海底沈積物については不検出～2.8Bq/kg乾土、米は不検出であり、異常は認められませんでした。これらストロンチウム - 90及びプルトニウムは、過去の核実験等に由来しているものと考えられます。

(3) 被ばく線量の評価

被ばく線量は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」(原子力安全委員会、13年3月)に基づいて、安全側の評価として、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものが、全て発電所に由来するものとして、放射線測定所6局の最大値から推定しました。その結果、14年度の外部被ばく線量は0.001ミリシーベルト/年 (mSv/年) でした。

また、内部被ばく線量については、安全側の評価として、米等の核種分析により検出された人工放射性核種が、全て発電所に由来するものとし、その最大値を用いて「環境放射線モニタリングに関する指針」(原子力安全委員会、13年3月)の計算式により試算しました。この方法によると、14年度の内部被ばく線量は0.001mSv/年となります。

これらの結果は、原子炉等規制法で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度 1 mSv/年を十分下回っており、問題はありませんでした。

温排水影響調査

本調査は高浜原子力発電所から放出される温排水の海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視することを目的として実施しています。

当該海域における水温・塩分等の分布構造に与える温排水の影響を明らかにするとともに、当該海域への温排水の拡散状況を調べるために水温・塩分の分布調査を実施したところ、環境安全上、特に問題となる結果は認められていません。

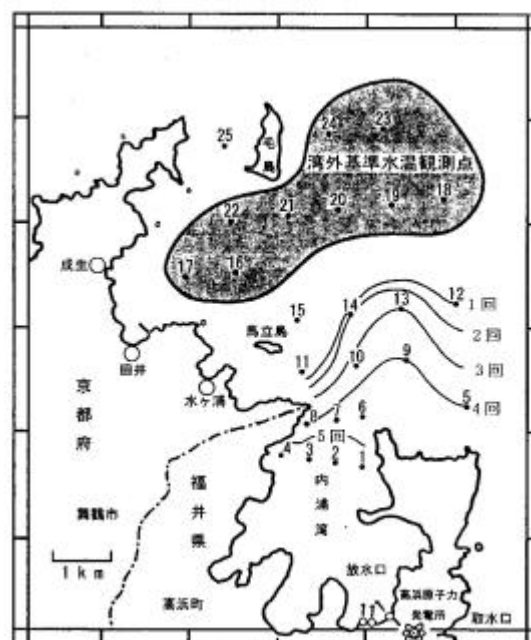
なお、14年度の6回の調査のうち、14年4月、8月、10月、12月には湾口前面水温*と湾外基準水温** (脚注参照)との差が1以上あり、温排水の内浦湾湾外への拡散が認められました。また、湾外での温排水は、北ないし北東に拡散していることが多くなっています。

(注) 図3 - 21の数字は定点番号

* 湾口前面水温：定点9から11の水温の最高値

** 湾外基準水温：定点16から24の最高・最低を除く7点の水温の平均値

図3 - 21 温排水影響調査における各定点ごとの湾外基準水温+1以上の出現回数



第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業総合センター、織物・機械金属振興センター、農業総合研究所、畜産技術センター、林業試験場）においては、次のとおり、地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3 - 56 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容
保健環境研究所	21世紀に向け、身近な自然を取り戻す試み - 生態系の復元をめざして -	<p>研究所構内に都市部の身近な昆虫類を呼びよせるための簡易なビオトープづくりを11年度から試験的に行っており、4年間のビオトープ整備とそれに伴う生物相調査を行っています。</p> <p>また、その間にビオトープに関する活動を始めたことにより、環境教育の素材としてビオトープが大きくクローズアップされることになり、小中学校とのビオトープを通じた環境教育の連携や13年度からは「21世紀型ビオトープ推進モデル事業」として洛西エコアップガーデンの取組が始まりました。現在、府内の環境教育のネットワークを構築するために、ビオトープをキーワードに展開しているこれらの活動に関し、地方の環境研究所としてのあり方を模索中です。</p>
	廃棄物埋立処分場起因する外因性内分泌かく乱物質による環境影響評価について	<p>酵母ソーハイブリッド・エストロゲンアッセイ法を用い、府内の産業廃棄物処分場の浸出水、浸透水や処理水、観測井地下水や周辺の河川水などのエストロゲン活性の動態調査を行っています。</p> <p>浸透水・浸出水の大部分からエストロゲン活性を確認しているが、これらは、処分場の立地条件や埋立物を考えると、人・動物などのし尿由来の関連物質によるエストロゲン作用の可能性は少ないと考えられました。管理型処分場における処理水や周辺環境水でも低値ながらエストロゲン活性が検出される事例が散見されたことから、内分泌かく乱化学物質の発生源の一つとして更に詳細な検討を行う予定です。</p>
	幹線道路沿線における微小粒子の挙動に関する研究	<p>浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成が問題となっている自動車通行量の多い幹線道路沿線において、人への健康影響が懸念されるPM2.5（2.5μm以下の微小粒子）の実態を調べるため、1時間毎の測定が可能なベータ線吸収方式PM2.5モニターを設置し、粒子中の水可溶性成分、微量金属成分、多環芳香族炭化水素の分析を行いました。</p> <p>その結果、粒子中の成分は移動発生源及び固定発生源の影響を受け、独自の挙動を示していることがわかりました。</p>
	京都府の大気中フロン濃度調査	<p>フロンは成層圏オゾン層の破壊物質とされ、特定フロン等8物質の製造及び輸入が規制されましたが、以前に使用されたフロン等の大気中への一部放出によりオゾン層の破壊はなお続いている状況にあります。そこで、フロン対策を進める上での基礎資料を得るため、京都府内における大気中フロン濃度調査を行いました。</p> <p>その結果、大気中特定フロン（フロン12、フロン114、フロン11、フロン113）濃度は、道路沿いが高く、山間部が低い傾向でしたが、全体的には他府県での調査結果とほぼ同程度の値で推移していることがわかりました。</p>
	西日本及び日本海側を中心とした地域における光化学オキシダント濃度等の経年変動に関する研究	<p>近年、日本海側で観測されている高濃度オキシダントの原因を明らかにするため、国立環境研究所及び日本海側の自治体研究機関との共同調査で、13年度は地域別の年平均値、月別平均値、時刻別平均値、80ppb以上の発生状況等の解析を行うための共通データベースを作成しました。</p>
	太陽電池を利用した光触媒による有機汚濁水処理装置の開発と応用実験	<p>コイル状光触媒反応管による低沸点有機塩素系化合物、特にテトラクロロエチレン等の処理について検討しています。</p> <p>光触媒のコーティング基材として、従来のガラスビーズに代わる処理目的物の吸着性に優れた耐水性のシリカゲルビーズを用いて、処理目的物の処理効率について検討を行っています。</p> <p>太陽電池の利用については、処理装置が安定的に稼働する太陽電池の容量を把握し、現場で利用できるシステムの構築を検討しています。</p>
	内分泌かく乱化学物質が野生動物に及ぼす影響に関する研究	<p>河川等に生息するヌマガメ類を対象に、エストロゲン様作用を持つ内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）の影響を、研究所で確立したカメビテロジェニン測定法（ELISA法）を用いて調査しています。併せて、カメを採取した場所の水を採り、水中のエストロゲン様作用を持つ物質をバイオアッセイ法により検索しています。</p>
	各種試料の重金属の分析におけるキレート樹脂の活用	<p>環境試料水から重金属を採取する方法として、キレート樹脂を活用できることがこれまでの検討で明らかになったので、各種環境試料水の重金属類の分析にあたり、前処理方法の一つとしてキレート樹脂を用いた方法を検討しています。例えば、現在、海水中の重金属の分析には、高塩分のため、溶媒抽出が必要であるが、キレート樹脂を用いることによりその操作が簡素化できると考えており、その方法の確立を検討しています。</p>

機関名	テーマ等	内 容
中小企業総合センター	低ダイオキシン化廃棄物焼却処理のためのリアルタイム燃焼ガスセンシング技術の開発	廃棄物焼却施設の燃焼室内での低ダイオキシン発生化対策として、燃焼安定化指標となる酸素と一酸化炭素のリアルタイムセンシングを可能とする、半導体レーザを用いた濃度測定技術の開発を行いました。産学公の共同研究であり、京都府はガス高感度計測に有効な光源制御技術に取り組み、高速光パルスの周波数可変技術を開発しました。
	油脂含有廃水処理へのバイオリアクターの応用	油分解微生物を用いて、油分解微生物を不織布担体に固定化したバイオリアクターによって油を効率よく分解処理できることが認められました。
織物・機械金属振興センター	絹蛋白の回収・有効利用開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白（セリシン・フィブロイン）を回収し、有効利用する「絹蛋白の回収・有効利用技術開発研究」を引き続き実施するとともに、回収したセリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っています。
農業総合研究所	モニタリング調査（旧土壌環境基礎調査）	土壌環境の実態とその経時的変化を把握するために、54年度から府内農耕地220箇所に定点を設け、それぞれ5年ごとに、pH、石灰等の地力項目、Cu、Cd、As等の土壌汚染項目、硝酸塩等の環境項目について分析測定を行いました。 11年度からは前述調査の土壌汚染項目について、44地区49地点で調査を行っています。
	土壌汚染防止対策事業（対策地域調査）	63年4月に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき地域指定された亀岡地域において、対策地域内に2箇所の代表地点を設け、土壌及び農作物等の状況を監視しています。
	農薬残留調査	14年度はナバナ等2作物2農薬について、作物残留濃度の分析を実施しました。調査結果は農薬の登録拡大や安全性の再評価に利用されます。
畜産技術センター	家畜ふん尿の急速発酵処理技術の確立	家畜排せつ物の堆肥化等適切な処理とその利用の促進は緊急の課題ですので、良質、低コストで、堆肥生成量の少ない急速発酵（一次発酵）処理技術の確立を目指しています。
	藻類バイオリアクターを利用した畜産汚水の3次処理	成長が早く、窒素やリンの除去や脱色の効果があるミドロ等の藻類を用いたバイオリアクターを活性汚泥処理水の放流水路に設置し、その効果を検証しています。
	光触媒を利用した畜産汚水の脱色	畜産施設から排出される汚水は、負荷物質を環境基準以下に除去しても水色は改善されない状況にあるので、オゾンや活性炭素等の科学的、物理的な脱色方法が研究されているが、施設費とランニングコストが高いことが課題となっています。 そこで、ランニングコストの安い光触媒を用いた脱色技術の確立を目指しています。
林業試験場	森林吸収源計測・活用体制整備強化事業（酸性雨等森林衰退モニタリング事業等）	酸性度の強い降雨による森林の被害・衰退状況を明らかにするため、府内全域の酸性雨モニタリング調査を実施しています。 また、森林の炭酸ガス吸収能力を把握し、地球温暖化防止対策の基礎資料等とするため、林木・下層植生及び土壌中のバイオマス量の調査を実施しています。

第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

1 国土利用計画

京都府国土利用計画（以下本項において「府計画」という。）は、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に則して、府域における総合的かつ計画的な国土利用を確保するため、国土利用の配分とその利用の方向について、長期的な目標を定めるものであり、国土利用に関する行政上の指針となるものとして第1次計画が53年10月に策定され、第2次計画が61年3月に、第3次計画が8年11月に改定されました。

府計画では、安全で安心できる国土利用や歴史的環境の保全に配慮するなど国土利用の質的向上を目指すとともに、土地の高度利用、低未利用地の利用促進など国土の有効な利用を図るという基本方針の下、目標年次を17年とした利用区分別の規模の目標値を定め、これを達成するために必要な措置の概要を示しています。

2 土地利用基本計画

京都府土地利用基本計画（以下本項において「基本計画」という。）は、府計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。また、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などに基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、土地利用の基本方針を定めるとともに、府域に、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、それぞれの地域の土地利用の原則及び地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針を定めています。

なお、基本計画は、毎年必要に応じて変更を行うこととなっています。

第5節 公害防止計画の推進

1 府における計画策定の経緯

都市化が進行し、環境汚染が顕著になっていた府南部の7市2町（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町及び久御山町）の地域を対象として、淀川流域公害防止計画（計画期間：当初計画47～51年度・見直し計画52～56年度）及び京都地域公害防止計画（計画期間：50～56年度）並びに両計画を一体化した京都地域公害防止計画（計画期間：当初計画57～61年度、見直し計画62～3年度・4～8年度）を策定し、更に9～13年度は対象地域を京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町の5市2町として策定し、各々の計画に基づき各種公害防止施策を講じてきました。

更に、14年度には、新たな計画（14～18年度）を環境大臣の同意を得て策定し、計画の円滑な実施に努めています。

2 京都地域公害防止計画の概要

計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町及び久御山町の5市2町

計画の期間

14年度から18年度までの5年間

計画の目標

環境基準*の達成

計画の主要課題

(1) 自動車交通公害

大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。

(2) 河川の水質汚濁

大阪湾に流入するCOD*の汚濁負荷量の削減並びに窒素及び燐による富栄養化の防止を図る。

講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、廃棄物処理施設の整備、下水道の整備等の公害対策事業を実施する。

また、交通対策や低公害車の導入等の公害関連事業も併せて実施する。

第6節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情

14年度に府内の市町村等が受け付けた**公害***に関する苦情の件数は1,837件で、13年度に比べ23件(1.3%)増加しており、過去最高となりました。

図3-22 公害苦情件数の経年推移

種類別苦情件数

(1) 典型7公害*について

14年度の苦情件数を公害の種類別にみると、野外焼却、ごみ焼却炉からのばい煙などの大気汚染が416件と最も多く、次いで工場からの有機溶剤、浄化槽などの悪臭が285件、カラオケ、建設工事などの騒音が243件、汚水の流出などの水質汚濁が191件などとなっており、苦情件数は、大気汚染、悪臭、騒音及び水質汚濁に関するもので全体の約6割を占める状況にあります。

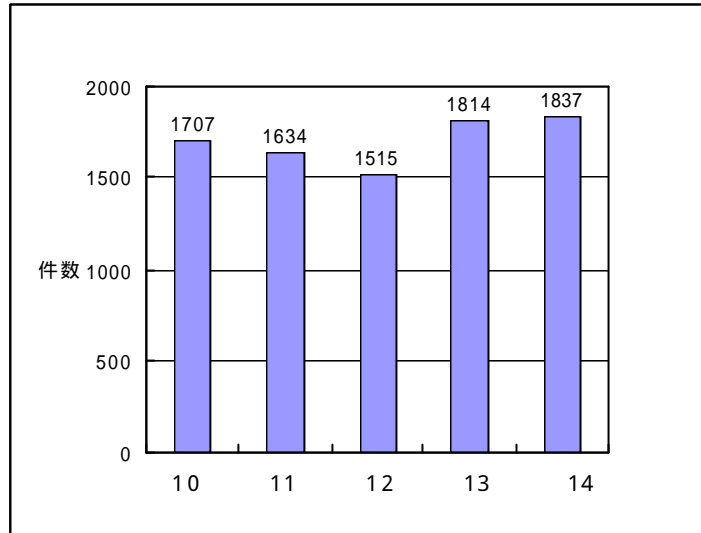
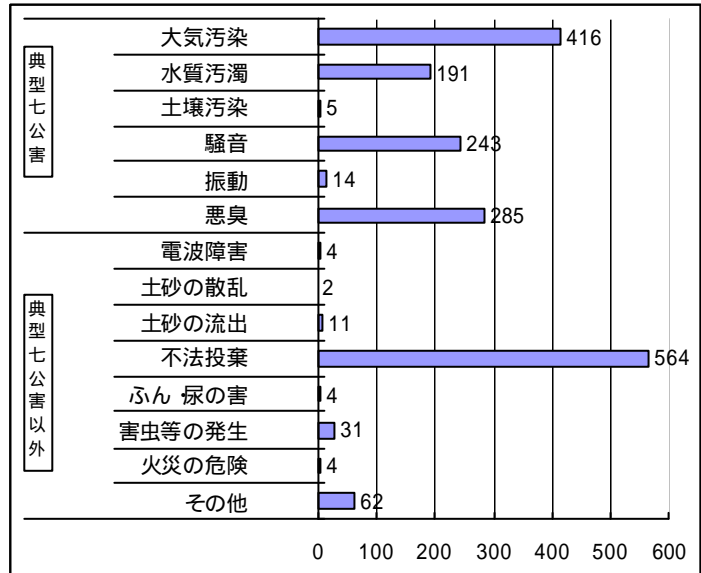


図3-23 公害苦情の種類別件数

また、前年度と比べると、大気汚染は84件減、水質汚濁は6件減、悪臭は11件、騒音は7件それぞれ増加しました。



なお、飲食店等を発生源とするカラオケ騒音苦情は25件でした。

(2) 典型7公害以外の苦情について

典型7公害以外の苦情682件を種類別にみると、廃棄物の不法投棄に関するものが564件で最も多く、次いで害虫等の発生に関するものが31件などとなっています。

不法投棄の廃棄物の種類をみ

ると、一般廃棄物に関する苦情が447件、産業廃棄物に関する苦情が125件となっており、一般廃棄物では、粗大ごみが305件と最も多く、また、産業廃棄物では建設廃材に関する苦情が67件で最も多くなっています(一部重複含む)。

発生源別苦情件数

公害苦情を発生源別にみると、建設業が325件と最も多く、次いで製造業が184件、家庭生活が170件、サービス業が127件、農業が110件の順となっています。

被害の種類別苦情件数

公害苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害が1,111件と最も多く、次いで健康被害が116件、財産被害が34件、動・植物被害が35件となっています。公害の種類別にみると全般的に、感覚的・心理的被害が多くなっています。

地域別苦情件数

14年度の公害苦情件数1,837件を地域別にみると、南部地域（京都市を除く）が781件と最も多く、次いで京都市地域が450件、北部地域が313件、中部地域が293件の順となっており、全苦情の3分の2が南部地域及び京都市地域に集中しています。

2 公害紛争

公害苦情については、一般的には被害者から苦情申立てが行われ、これが早期に解決されず、加害者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に発展していくことがあります。

公害紛争処理法では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、行政分野に公害紛争を処理するための制度として公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき、50年に公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手續により公害紛争を処理しています。

15年3月末までに受け付けた公害紛争事件は28件（調停27件、仲裁1件）で、調停成立13件、調停打ち切り12件、調停申請取下げ1件、仲裁判断1件、継続中1件となっています。

係属した事件の公害の種類としては、騒音・振動に係る事件が多く、地域としては京都市に係るものが23件、京都市以外の地域に係るものが5件となっています。

第7節 規制的措施

府警察においては、府民の安全で快適な生活を確保するため、15年2月27日警察本部に環境課を新設し、同課を中心として生活環境を破壊する悪質な犯罪の取締りを積極的に進めています。

近年における環境犯罪の情勢は、大気汚染及び水質汚濁関係事犯の検挙はほとんどないが、廃棄物の不法投棄、野焼き等が増加しており、その手口も再三にわたる行政指導を無視する、摘発を免れるため休日や早朝・深夜に敢行する、府県境を越えて敢行するなど、ますます悪質・巧妙・広域化の傾向にあります。

14年中は、暴力団が関与する事犯等の悪質事犯に重点指向した取締りを推進し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反等で、184件（前年対比+19件）、223人（前年対比+53人）を検挙しました。

なお、環境犯罪の主な適用法令としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等があります。

表3 - 57 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	10年		11年		12年		13年		14年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
大気汚染に係る事犯										
水質汚濁に係る事犯	5	4	6	10						
廃棄物に係る事犯	38	81	45	69	59	57	163	167	180	219
その他					1	1	2	3	4	4
合計	43	85	51	79	60	58	165	170	184	223

注) 暦年(1~12月)による

第 8 節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産などの貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出などを図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「京都府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、資料編資料6のとおり、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭りなどの歴史的環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって、埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境、文化遺産などの掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあい、柔軟な取組を進めています。

また、現行法令などによる保全制度を軸に、関連する保全支援制度と連携させながら、新たな保全手法を開発するなど、基金制度の一層の活用を図ります。